

## ★平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります★

## ◆入所選考について

定員を超えている保育所（園）に申込みをした場合は、保育所入所審査基準表により、保育が必要な度合いが高い児童から優先的に入所となります。

新制度の開始に伴い、保育所入所審査基準表も以下のとおり変更いたします。

優先度	保育の中心者の就労状況	保育の中心者の就労以外の状況	その他の状況	兄弟姉妹の保育状況
①高い ↑ ↓ ⑥低い	①産休・育休明けの常勤就労者 ②常勤就労者・自営中心者 ③パート就労者 (週5日・1日6時間以上8時間未満) ④自営の協力者または パート就労者 (週4日・1日6時間以上8時間未満) ⑤自営の手伝い程度または パート就労 (週3日・1日6時間未満) ⑥求職中	①学生 ②疾病 ③出産 ④介護・看護 ⑤求職中	①ひとり親世帯 ②その他の世帯 ③保育料滞納者	①現在、認可保育所に 兄弟姉妹が入所している児童 ②現在、認可保育所に 兄弟姉妹が入所していない児童 ③保育所入所希望のない児童を 同居者（18歳以上65歳未満） が保育または同伴就労 ④保育所入所希望のない児童を 母親が保育

※詳しくは裏面を御覧ください。

## お問合せ

担 当 熊谷市福祉部保育課保育係

連絡先 〒360-8601 熊谷市宮町二丁目 47 番地 1

電 話 048-524-1111 内線 431・570

審査基準表

①			父親	母親
就労	外勤		10	10
	自営	※右記以外にも就労 状況により判断する	10	10
	農業		9	9
	内職		7	7
求職中		3	3	
学生等	就業訓練・その他学生		10	10
疾病等	入院		20	20
	保育不可		16	16
	常時病臥	心身障害者 障害者手帳1・2級/療育手帳A・㉠	12	12
		障害者手帳上記以外	11	11
	上記以外(診断書等)		10	10
介護 看護	心身障害者手帳1・2級/療育手帳A・㉠		6	6
	心身障害者手帳3級以降/要介護3~5		4	4
	常時病臥介護		5	5
	通院付き添い		4	4
	上記以外(診断書等)【上記の該当箇所に付ける】			
出産			12	
災害		30	30	
市長が定めるとき		30	30	

※予定の場合、入所希望月1日の状況で採点する。状況が重複する時は総合的に判断する  
 ※点数が並んだ場合、就労予定の世帯より既に勤務している世帯を優先する  
 ※求職中の者が並んだ際は、生計中心者が失業している世帯を優先する

②

時間加算 (就労・訓練・学生等)	父	母
8時間以上	5	5
6時間以上8時間未満	3	3
4時間以上6時間未満	1	1
4時間未満	0	0

③

日数形態等加算 (就労・訓練・学生等)	父	母
育休明け	5	5
週5日以上 又は経営者 米麦以外	4	4
週4日 又は協力者 米麦類	3	3
週3日	2	2
手伝い程度	1	1
週3日未満	0	0

※時間・日数だけでなく  
内容でも判断する

④

同居者			
外勤	0	×	
	自営(農業)	-1	×
	職業訓練・その他学生	0	×
	内職	-4	×
疾病等	自宅療養	-2	×
	常時病臥・保育不可	-1	×
	心身障害者	0	×
	入院中	0	×
看護等	出産	-2	×
	心身障害者介護	0	×
	常時病臥介護	-1	×
	通院付き添い	-2	×
求職中	-5	×	

※父母以外の同居者の状況18歳以上65歳未満  
の全員(入所希望児童の兄弟を除く)

⑤

全児童の保育状況	
入所中(兄弟入所)	1
転園希望(兄弟同一の園の希望)	-4
転園希望(上記以外)	-5
入所希望(継続含む)	1
幼稚園	-1
幼稚園(預かり保育を利用)	0
金銭委託	-1
同伴就労	-4
父母自身	-6
在宅者	-4
血縁委託	-1
入院中	0

※現在同居している就学前全児童の状況  
人数倍せず項目ごとに加算

⑥

申請区分	
転出入継続	3
市内(新規)	1
受託(新規)	-2

※定員に余裕がない場合  
市内在住者優先

⑦その他加算点

児童福祉法第26条第1項第4号通知による保護	50
要支援家庭(要対協ケース等)	4
生活保護世帯	1
保育料滞納者	-30
DV	10
障害児	1
一人親家庭	29
別居中	28
小規模施設に入所中	40

※該当箇所は全て選択  
 ※障害児については保育園の受入れ体制が整わない場合は、  
優先度が高くとも入所とならない場合がある  
 ※一人親家庭が並んだ際は、離婚後間もない世帯を優先する  
 ※保育料滞納者は、相談・納入状況により減点するかを判断する

基準点集計表

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
計	